

【東大阪市】

建物にとりつける広告物				電柱にとりつける広告物 (景観形成重点地区を除く)	
壁面にとりつけるもの	壁面から突出するもの	屋上に設置するもの	屋上広告塔	柱に直接塗装又は貼付けるもの	柱から突出して取付けるもの
市長指定の道路沿線では、各道路及び沿線の用途地域区分により規制内容が定められる また、景観形成重点地区内での規制内容も別途定められる (上記以外) ・縦 壁面の高さの範囲内 ・横 壁面の幅の範囲内	景観形成重点地区内では、出入口の案内に必要な場合等、やむを得ないもののみ可	市長指定の道路沿線では、各道路及び沿線の用途地域区分により規制内容が定められる また、景観形成重点地区内での規制内容も別途定められる (上記以外) ・縦 建造物の高さの2/3以内 ・横 建造物の幅の範囲内	同左	(巻き付けのみ) 電柱1本につき1個(1対) ・縦 1.5m以内 ・横 電柱の円周の範囲内の長さ	電柱1本につき1個 ・縦 2.0m以内 ・横 0.5m以内 大阪府及び大阪府知事の管理する道路に存する電柱に取り付けるものにあっては 縦 1.2m以内 横 0.45m以内
				地上から最下端までの距離1.9m以上	地上から最下端までの距離4.5m以上
				地色は、白色又は白色以外 の色で彩度が低いものであること。	電柱との間隔0.15m以内 地色は、白色又は白色以外 の色で彩度が低いものであること。
				けい光塗料以外の塗料	けい光塗料以外の塗料
				停留所標識を利用する広告物	
				2面以内 (進行車両の非対向面及び歩道側面に限る。) 縦 0.45m以内、横 0.45m以内 地上から最下端までの距離0.7m以上 地色は赤色、黄色その他これらに類する色以外の色 けい光塗料以外の塗料	

広告板	広告塔	鉄道・道路沿線の広告				自家広告の除外基準
		沿線の制限区域の範囲	面積制限	道路又は道路からの距離	その他	
特に基準はありませんが、地上からの高さを5m以内とお願いしております。	特に基準はありませんが、地上からの高さを15m以内とお願いしております。	市長が指定する道路から500mまでの地域のうち、これから展望できる範囲にある地域 ・府道大阪中央環状線 ・府道大阪生駒線 ・阪神高速東大阪線	自家用でない広告物で、壁面広告物または屋上広告物以外の広告物 【その他の広告物】の場合、用途地域及び道路からの距離によって区分あり。 (7㎡を超える自家用広告物及び自家用でない屋上・壁面広告物の場合には、面積の制限はありません。)	広告物の区分(自家用広告物かどうか)、用途地域及び道路からの距離によって禁止。	・壁面広告物または屋上広告物以外の広告物【その他の広告物】の場合、広告板は地上からの高さ5m以内、広告塔は15m以内 ・相互間距離の規定はありません	表示面積7㎡以下

市役所本庁周辺景観形成重点地区の共通事項
・質の高い景観形成に資するものであること ・彩度の高い色彩(マンセル値:彩度8以上)を使用する場合は、その使用面積が広告物等の表示面積の1/2以下であること ・電力を使用する場合は、広告物もしくは広告内容が動くもの、点滅するもの、形状が変化するものでないこと ・集合看板は、1建物、1接道につき1個までとすること ・建物名は、壁面1面につき2個以下とすること